

第 10 回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 3 月 29 日（木） 10：00～12：00
2. 場 所 役場 4階 4AB会議室
3. 出席者 委 員： 別紙「委員等名簿」のとおり（秋田谷委員欠席）
事務局： 政策推進課（吉田課長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 出席者名簿 (資料 1)
 - ・ 第 9 回審議会議事録 (資料 2)
 - ・ 第 9 回審議会レビュー (資料 3)
 - ・ 松田町自治基本条例(仮称)の条文 (案) (資料 4)
 - ・ 条例の名称について (資料 5)

1. 開 会 （司会進行：吉田課長）**2. 議 事**

1 第 9 回審議会レビュー

【事務局】

資料 2（第 9 回議事録）の内容をまとめたものが資料 3（レビュー）となっております。大きく 3 点ございます。

1 点目、条建て骨子案について、委員の過半数（6 名）以下が「必要ない」とした 4 項目、「監査」・「行政手続」・「学習環境の整備」・「まちづくり基金」は原則削除させていただきました。ただ、骨子案の中でさらに議論が必要とされる「パブリックコメント」等についてはペンディング事項となっております。

また、先ほど削除するとした「学習環境の整備」の内容を見ますと、「まちづくりに関する情報を行政から皆様に提供する」という主旨であり、「当町においても、条例を理解するための各種環境整備は必要ではないか」という議論になったことから、前項条文に盛り込むことが検討されているところです。さらに、『第 3 章 自治の基本原則』と『第 4 章 まちづくりの指針』を統合したらどうか」との意見もございました。

2 点目は条例の名称に関して、各委員より名称にかける思いをお話いただきましたが、継続審議とさせていただきます。

3 点目として、「本日は、『第 1 章 総則』から『第 3 章 自治の基本原則』・『第 4 章 まちづくりの指針』までの条文を中心に議論する」ということが前回（第 9 回）の審議会の内容でございます。

【会 長】

ありがとうございました。レビューにあるように、「学習環境の整備」については、行政の持つ

ている情報を積極的に公開、ないしは提供することによって、町民の皆さまがまちづくりに関して、前向きかつ主体的に、または積極的に学んでいくような環境を作っていくことが大事ではないかとお話だったと思います。どの章のどこの条に入れていくかについては、今後、検討していくことになるかと思いますが、他の町で条文化している学習環境の性格とは少し意味が違うものになっているということをご理解いただければと思います。

それから、このあと変更されますけども、「第3章と第4章を統合して、『まちづくりの基本原則』という形にしてはどうか」ということでまとめられております。

それで、今日は「資料4」に基づいて、第1章から第3章までの8条分について、事務局で、条文化した案が出ております。早速、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料4の2ページ目、「目次」をご覧ください。レビューの中でも言及したとおり、4項目を削除した形となっております。元々、32条建てであります「南足柄市 自治基本条例」を参考にさせて頂きましたが、そこから4項目を抜いて、28条の構成で作成しております。

また、「第3章」と「第4章」に関しては統合するという話が出ており、統合した場合の章名をどうするかという中では、「まちづくりの基本原則」や「まちづくりの基本条例」という名称でどうかという意見が前回の審議会で挙っておりました。

線で消してございますのが、南足柄市の章名がそこに記載があるところがございます。その横を見ていただくと、「各項目の第1条から第8条まちづくりの原則」という形で4ページから8ページまで、今回ご提示をさせていただいた内容が記載してございます。3ページ目の前文は整理がついておりますが、今後、前文の「解説」を作っていく必要はあります。では、本文の第1条からご説明いたしますので、4ページを開いていただければと思います。

第1章「総則」の第1条（目的）として、「第1条 この条例は松田町における自治の基本理念を定めるとともに町民の権利および責務、ならびに町および議会の役割および責務を定め、協働のまちづくりを推進し、自治の振興をはかることを目的とする」という条文を作成しました。

「解説」では、条例の制定目的を明確に表現して、目的達成のために、まちづくりの参加者に対して、基本的な事項を規定させて頂くという内容を記載してございます。

続いて、第2条（条例の位置付け）の第1項として、「この条例は松田町における」の松田町を以下「町」と言っており、「町における最高規範であり、町民議会および町は条例で定める事項を最大限尊重し、この条例を守り育て、次世代にも引き継ぐ責務を負います。」とし、第2項としては、「議会及び町は、他の条例、規則等の制定や改正、廃止、またはまちづくりに関する計画の立案や変更を行う時は、この条例の主旨を踏まえ、整合をはからなければいけません。」という形で、最高規範性を本2章で明確化しております。

続いて、第3条の定義規定では7つの言葉を定義しております。1番目として、町民につきましましては、「ア」として実際に住まわれている住民の方、そして「イ」として、当町に事務所等を有している個人または団体、そして「ウ」は、松田町にも事業所がございますのでそこに勤務する方、「エ」として松田町の町内に在学する学生。そして「オ」として個人や団体を規定しているところです。

2番目として自治会という地縁に基づいて形成された団体を規定させていただいております。

3番目は議会を規定し、4番目の町としては地方自治法にも基づく、我々どもの町というものを規定させて頂きました。

そして、「まちづくり」については、町民憲章に定める目的を実現するための行為の総称ということで定義させていただいており、6番目の「協働」では、まちづくりに関わる者が、相互、対等な立場で協力連携しあうことという形で定義しております。

また、「参画」については、まちづくりの各段階において、町民の皆様方が自らの意志に基づいて、関わることということで定義しております。

町民という形で定義させていただいております住民の中に、以前より議論がございます「子ども」、「高齢者」は含まれてしまいますが、「特出しすることを検討したらどうか」というお話もございますので、別途、ここの規定は定めたいと思っております。

第2章「自治の基本理念」では、どういった理念のもと、この条例を制定し、運用していくのかということで、第1項において、「町民、議会および町は、お互いを尊重しながら、主権者であります町民の意志が生かされる町政をしていきます」ということを明記しております。第2項として、「町民及び町は、町民の皆様方による自治活動を基本にして、地域の個性を尊重したまちづくりを目指していきます」ということを規定しております。

第3章の章名は、「まちづくりの基本原則」か「まちづくりの基本条例」という話であるが、ここでは原則を4つほど明記しております。まず、第5条の「情報共有の原則」第1項では、「町民、議会、および町は、みんなで力を合わせて町づくりを実現するために必要な情報を共有する」ということを原則としている。また、「町として、個人情報の取り扱いについては、別に法律の定めがございますので、適正に行わなければならない」ということを第2項で提示させていただいた。

第6条の「参加の原則」では、町民の方々に町民自らの意志に基づいて参加をしていただく。町としては、その参加の機会を保障するものとする。町としては支援していくという形で提示しております。

第7条「協働の原則」については、「三者が、第4条で定める理念を実現するために相互協力してまちづくりをすることを原則とする」という形で定義させていただければと思っております。

そして、ここが統合したところで一部違う部分がございますが、第8条「まちづくりの原則」として、町民、議会、町の三者はそれぞれの意志と責任を担って、松田町民憲章が掲げる町づくりを推進していくということを「まちづくりの原則」としたいと、そのような形で事務局での案を作成したところです。説明は以上となります。

【会 長】

ありがとうございます。では、章ごとに意見交換をしていきたいと思っております。

まず、第1章総則の1条、2条、3条を検討したいと思っておりますが、まず第1章の全体に関しまして、皆様からご質問か何かありますか。では、「第1条 目的」からいかがでしょうか。

【委 員】

「目的」というのは、この条例がどういうことを目的に作ったかということだと思っております。

この条例は松田町における自治の基本理念を明らかにするとともに、自治の担い手の役割を定め、

相互に協力をして、松田町町民憲章が掲げるまちづくりの推進することを目的とするという前文にしていることから、この目的は町民憲章でうたっているまちづくりをしていきたい。

目的は、「役割を明確にして、力を合わせてやるようにしよう」ということである。協働のまちづくりが目的ではなくて、自治の推進というのではあまりなじまない。この目的は、自治の基本理念はこういうものであるということと、それぞれに役割等を互いに力を合わせることなのだろう。

条例自体が、まちづくりの基本的な仕組みをその土台には住民自治というのがあるのですが、うやむやな部分がこのようにみんなで力を合わせてまちづくりをしている、その町民憲章の掲げるところを目標としているのだと、そういう力を合わせてやっていることが前文の主旨であって、自治の推進を図るというのは、その全体を統括している。だから、改めて、「自治の推進を図る」というのが目的であるとなってしまうと自治基本条例の捉え方で、自治基本条例って言葉自身が松田町における住民自治をどういうものであるかってことを定めたというふうな。それからここは今回示して頂いた山北町がコンパクトにできていますけれども、山北の基本原則としてまちづくりに特化している。

【会 長】

委員からご指摘がありました、「目的」の部分で、「町民の皆さまが持っている、それぞれの権利、役割などを定め、みんなで力を合わせたまちづくりをする中で、松田町の町民憲章が変わらないまちづくりを実現することにも影響してくるのだというふうな形で例えば、第3章の8条のところとうまく組み合わせた形にしたらいいのではないか」ということですが、事務局からありますか。

【事務局】

「町民憲章の目指すまちづくりをしていこう」という表記にした方がよろしいですか。

【委 員】

条例自体を、「松田町における住民自治というのはいくつか、こういうふうにしていくのだ」という形にするのか、「まちづくりをこういうふうにしていく、それそのものが住民自治というのはいくつか、こういうことか」というのか、この2つの考えがずっと繋がってしまっている。これは、まちづくりをすることの大きな仕掛けをすることで考えた方が良く思う。最後まで読んだ時に、今回提示された最後の条文がどうしても浮いてしまっている。

そうすると、「この条例は何なんだ」というときにまちづくりの原則の中ではなくて、まさに、まちづくりをこういう仕組み、こういう仕掛けで、こういうふうなものでやっていくという形にならざるを得ないのか。第3章の第8条は違う要素になってしまうので、これは「目的」の箇所で記載した方が良く。

【会 長】

ありがとうございます。私も「第3章の8条の座りが少し違う」という感じがしていました。「再度、議論した方がいいかな」とは思っていたのですが、委員から意見も出ているところです。第8条の位置付けとしては、この第3章からすると繋がりが良くない感じがします。

「目的」の辺りとうまく繋がればいいのではないかと思います。2条の方に移りたいと思います。第2条は、条例の位置付けということで、2項から構成されており、第1項では最高規範性を述べている。第2項では、基本的には最高規範でありますので、まちが作るいろいろな条例とか

規則、あとは計画立案や変更に関しては、自治基本条例と整合性を図らなければならない。ある面では最高規範性を謳っている。これについてはどうでしょうか。

【委員】

第2条、第1項の後半部分は、「～最大限に尊重します。」位の表現ではどうか。「～責務を負います。」の表現では、条例に対して非常に失礼かと思う。最後の部分で、この条例は最高規範と言っておきながら、「守り育て～」というのはそぐわないので、単純に表現して、「～最大限に尊重します。」した方が良いかと思われる。

情報がここまでしかないので分からないが、第2項のところに、議会は議会として、町民は町民としてあるのですけれども、ずっと‘まち’で通すのか。

例えば、「町長等」はまちの代表者である気がするが、整理されていない感じがする。議会は議会として、町民は町民としてあるが、まちというのは行政のまちと、その長である意思決定の代表者である町長、その中にあるかどうかということもあるのですが、この条例の範囲というのはまちの最高規範だから、まちというのは町長の職務権限が及ばない組織ということはないのでしょうか。

【会長】

ありがとうございました。第2条第1項に関して、最高規範であるということを示した上で、このところは町民・議会及び町で、これにも関わってくるのでしょうか。

この町は、執行機関なのか、町長も含めた仕組み全体を指しているのかということだと思う。条例に定める事項を、「最大限に尊重するものとします」位でいいのではないだろうかという意見も、この条例は場合によっては見直しがあり、適宜その時代にあった形、場合によっては少し手を加えなければいけないことも出てくるので、その部分については後程出てくる見直しの部分で書いていくということなのですけども。最後の条文で「～責務を負います。」という表現がなくても良いかと意見もあります。

それから、第2項にも関わってくる「まち」っていう表現をどうするかということ。まずはこの辺りで提案された際の意図などが事務局の方であれば、お話し頂ければと思います。

例えば、「まち」というのは、「町長等は～」みたいな形にするということもあり得ます。町民議会を「町長等は～」みたいにするとう町長を長とする執行機関全体を指すというような考え方にもなります。

その際、委員からもご意見ありましたように、「町長」という存在をどういうふうに位置づけるのかという話が出てきてしまうのですけれども、その町ということ町長も含めた町ということになるのか、その辺があいまいになっている。

山北町では「町民、町及び議会は」という形になっている。南足柄市では「市民、議会及び市長等は」ということで一応首長の話が出てきている。だから、「町長等」にすれば首長と共に執行機関も入ってくるということだと思います。

南足柄は市なので市長ということなのですけど、「市民議会の議長等は」ということで含めており、山北町の場合はその辺が曖昧という感じはあります。

【委員】

「議会及び町」の「町」は行政のことを指していて、松田町のトップである町長は一人いればい

いのです。職員は、町長の手足となっているだけで、町長一人が全てのことを町長命でやるのだから、彼らを使っているっていうことで、一人じゃできないから職員を配置しているということですし、「町は」ということで私は町長を指していると思うのです。この辺は、町長というような意味を言えば、全て行政に関わることを含んでいると思うので、町長等でもいいと思います。

【副会長】

「町」で通してしまっただが、「町長」と「町の行政機構」とは別人格ですから分かるように書いておかないといけない。ここにいる人が分かるだけじゃなくて、町民皆さんが分かるように書いておかないといけないと思う。ですから、「議会」、「審議会」や「委員会」では、「町は」と言えば町長は含まれます。そうではなく親切に書いておかないと、指摘されてしまうのではないかな。理屈よりも親切にしたほうがいいのかと思う。

【会 長】

日本の自治制度は二元代表性になっていますから、議会議員の皆さまと町長が住民によって選挙で選ばれていく。そして、その町長のもとに、執行機関がきちんと整備されていく仕組みになっています。町長はまちを代表する方であり、また色々な執行権を持っているわけです。そういったことから、町というのは「町長等」としたほうが分かりやすいかなと思う。

「町長等」と言ったときに何を指すかという町長、それから地方自治法に規定する執行機関だということです。そういう言い方は、松田町ではあまりしないですか？

【事務局】

個人的な考えになりますが、「町」と言えば町単独で動くわけじゃない、基本的に町長を頭とした執行部が動くわけですから、ここは町でもいいかなと思って原案は作成させて頂いたところです。

【副会長】

町に対する概念がはっきりしてないのです。今までも「町とはどういうものか」という深い議論をしたことがない。町には町長がいると思っている。その逆に、九州のどこかの自治体では、町長の執行権で副町長を勝手に決めてしまった。執行権というのは、そういうことも出来てしまう。

委員の意見は、良いところ突かれてるなと思って聞いていたのだが、座りをよくするにはどうすればいいのか。

【委 員】

本日、頂いた資料の中の南足柄市の第3条の(5)市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会での代表であるところの市長と、市長の定義を持っている人たちもこの条例が適用される。当町の場合は、町としてあまりよく分からないので、意思決定者が町長でない組織というのはあるのですか。だから、町長等の方がよいのではないかな。

【会 長】

そういうことでしょうか。独立性行政委員会はどうなのかなとなると、どこかに「等」というのを置いておかないといけない。これはどうしても「町長等」としておかないとまずい。要するに、自治基本条例がそういうふうにしておかないと、教育委員会や農業委員会等に及ばなくなってしまう。だから、この場合、南足柄市の定義の第5項に「市長等」というのがあるのですけども、町も「町長等」にしといたほうがいいのかという感じがします。

つまり、自治基本条例の及ぶ範囲というのが、ここで確定されます。そのあたりも論点にして頂いて、それから2つ目の第1項のところの2行目のところなのですが、「尊重するものとします。」ぐらいでどうでしょうか。短くすることに対して何か疑問感を感じられていますか。

では、こういう意見もあったということで両論併記みたいな形で検討させて頂きたいと思います。次の2ページ目が定義のところなのですが、次の章以降のところにも関わってくるところですし、住民投票を考えると、「こういう形でいいのかどうか」ということも聞こうかなと思いますので、少しこの辺りは皆さんのご意見を聞きながら、進めていきたいと思います。

定義は7号までありますが、町民というもの、町民の中には住民登録してある方で、あとそれからイ～オまでは、町内にいる方であっても、こちらに通勤通学している方も含めてとか。それから町内に事務所とか事業所とかを有している方は、この方々は町外にいる方もおられますし、団体と言ったところにも一応、町民という位置付けを与えようということです。自治会・議会・町、まちづくり、協働・参画という流れですが、この「参画」は他にどこか使うところがありますか。

【事務局】

コミュニティの話で使用していくことになろうかと思います。

【会 長】

かもしれないということですが、「参加」と「参画」はどう違うのかという話もあり、非常に曖昧なところがあるので、参加なら参加だけでもいいのかもしれない。ただ、こういう形で定義の各項目が出ていますので、それについて皆さんのご意見頂ければと思います。

【事務局】

南足柄市の3条のように市長等、先ほど言った「町長等」を入れておかなければならないですか。

【会 長】

そうです。「町長等」となったときに、町長と教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と言う形で…。これはあります。

【委 員】

この(4)も、この辺の絡みもあるので。

【会 長】

そうやって定義しておかないとまずいです。この項目を見て頂いてどうなのかっていうことで。ひとつは町民というものの広げ方なのです。例えば、住民投票を考えると、常設型にしても、町外の方を入れるか入れないかというのが非常に大きな議論になってくるかと思います。

その場合に、町民と言った時の概念と、それから住民と言った時の概念をきちっと分けるという考え方もあるかもしれない。町民と言ったときにア～オまでの方々を全部ひっくるめて考えたらどうだろうかというのが事務局からの提案なわけですが、どうでしょうか。

【委 員】

ここで言う町民と、住民投票条例で言う町民は、変えなければしょうがない。例えば、立花学園の高校生が18歳になったら住民投票に参加できるのか。その辺をどう考えているかということかと思う。

【会 長】

ご指摘があったように、条例化するのが前提になったときには、基本的に住民投票条例を作らないといけない。その際、投票できる方はどういう人なのかということを確認に伝えないといけない。

そのときに住民という言葉を使うとすれば、それはまさにこの町の中の人ということになる。ところが、自治基本条例でいうところの「町民」というのは、もうちょっと広い意味で考えてみたらどうかというのがまず今回の提案かなと思います。

【委員】

私は第1条、第2条のところ、何を考えているのかなと思ったのです。

憲法改正の問題が大騒ぎになったときに立憲主義というもの。ある弁護士が公演に至ったのですが、その公演のときにまず、最初に言っていたことは、あなた方は憲法を守らなければいけませんから、結局ノーです。

憲法は国民が出したものであって、行政が議会や、そういうところがこうしないといけないよと示したものであって、それが立憲主義の考え方なのだとということも主張すると、なんかここでも町民と議会と町長とが並列的にでてくるのがどうなのだろうと。

片方では最高法規であると言い、しかも主権者は住民であると言いながら、町民を拘束というか束縛の対象として、ここに書かれていることに対して全く抜けていいわけではない…どう考えたらいいのだろうかということでも迷う部分がある。

【委員】

こういう条例は町長が発議されて策定していく方向性になるのですが、「町民には主役になってもらわないと困るのです」という部分は、話を進める中で、書きようがないという気はしている。

【会長】

その部分は委員が仰るように、よく理解できるのですが、だからどういうふうに条文の構成にしていったらいいかという、すごく難しいです。

【委員】

その点は、南足柄市や山北町では、避けて書いてある。

【会長】

ただ、そのところの思いというのは前文の中で、結構議論されているかなという感触はするのですが、やっぱり最後のベースの部分で、委員の皆さまが主体になって町を作っていくのだということところが前文の第3段落のところ、一番書かれているとは思いますが。

【委員】

提案として、「協働」は引っかかるのですが、他の条文を議論していく中で、何かあれば、ここにフィードバックしてはどうか。

【会長】

わかりました。全体を通して見ないと分からないところや見えてこない部分があると思います。

その部分については、その都度行うこととしますが、本日は、この部分しか原案が示されていないので、この範囲でしか議論できない。これが、4章、5章、6章へ繋がっていくと、また前に戻らなければいけないという部分が当然出てきます。今回はこの素材でご議論頂ければと思います。

【委員】

(5)の「松田町民憲章に定める事項の実現に向けた行為の総称をいいます」に関して、例えば「立憲に向けた活動をいいます。」というぐらいの平易な言葉で表現してはどうか。「行為の総称」と言った方が網羅しているのだろうとは思いますが、「活動を言います。」くらいでも全然間違っている訳ではないだろうという気はします。

今後の条文を作っていくときには、厳密さをあまり追求しないでやっていく方がよいのではないかと。これでは誰も読まなくなってしまう。

【委員】

(4)もちょっととっつきにくいです。地方自治法に規定するっていう表現だったら、山北町のような「普通地方公共団体として」という方が幾分柔らかい感じがする。

【会長】

そういう感覚で、この条文を見て頂きたいと思う。

【副会長】

公式文書には地方自治体とは載っていないのではないかと。地方公共団体が正しいのではないかと。

【会長】

法律用語は地方公共団体です。法律用語の場合は、全部「地方公共団体」で統一されています。他にはどうでしょう。おそらく、変えなきゃいけないところも出てくると思う。

【委員】

(7)の「参画」も「まちづくりの各段階において～」という言い方より、「企画立案から～」という方が、「参画」という言葉にぴったりくるのかなと思います。

山北町の方は「企画立案の段階から主体的に～」と書いていますが、「各段階において」というとちょっとぼやけているかな。もう少し違う表現があったらいいと思う。

【会長】

まちづくりの企画立案の段階からということですね。

【委員】

参画となると、「最初から」というイメージがある。

【委員】

「参加」と「参画」は違うことは違う。

【会長】

では、「また戻る」ということを前提にして、先に進めさせて頂ければと思います。

次は第2章 自治の基本理念ということなのですが、この辺りどうでしょうか。第4条になりますけれども、その「町」というのが、また出てきます。その辺りは、またということになりますけれども。

【委員】

自治の基本理念は、この1章でまず住民自治のことをベースに、それで他は、まちづくりへの取り組みもやっていると思う。

この全体を見たときの土台というか、大きなことは住民自治なのだということも、ここで規定していると思うのです。それで、ここを見ますと町民、議会及び町は互いに尊重し合ってもらっても

ここで言う自治の基本理念では余計なことだと。

それから「町民主権」、「町民自らが町を作っている」ということを示した方が良い。「互いに協力して」といった手段ではなく、ここで言えることは、第4条はある意味でベースとなる、基盤みたいなもので、確かにこういう形になってしまうかもしれないが、まちづくりの基本ということが明確に示されているのは、ここでしかない。

この根っこがあって、それぞれの条文が出来上がっており、「自治の基本はこういうことである」と書いた方が良い。

文章そのものは、南足柄市の言葉をそのまま使えば、「市政は市民の信託に基づくものであることを基本とし、市民、議会及び町長等は、相互に協力して、市民主体の自治を確立することを目指します。」になるが、行政主体しか書いていないので、このままではまずい。信託を受けた部分も書きながら、より町民主体でいいのではないか。「協力」や「連携」と言うのではなくて、基本的な理念というのは、こういうことなのではないかなと思う。

【会 長】

なるほど。ここの2項のところは、まちづくりの話が入ってきてしまっている訳で、そのあたりは第3章の方と繋げていけば良い訳ですけれども、基本的には委員が仰ったように、住民自治を明確に位置づけることで言えば、第1項、第2項という形ではなくて、南足柄市みたいな形で自治の基本的な理念と言いますでしょうか、「松田町では、こうした自治の基本理念の基にまちづくりを進めていくのだ」ということでまとめていいのではないかと思います。

ですから、やはり、「町民の信託に基づいて町政というものが行われていくのだ」ということを明確に謳い上げることによって、根っこのところに住民の存在があるのだということがお見せできたらと思います。

そのあたり、第4条についての考え方かなと思うのですけれども、他にはいかがでしょうか。

【副会長】

「町民主体の自治を確立します」みたいな書き方でも構わないかなと思います。いちいち事細かに書かなくても、それだけでいいのではないか。町民の意思を活かし、町政を推進する。その中には、まちづくり、自治会も全部入っているのです。だから、こうした文言にしてみると、条文をつくるための文言になってしまい、住民にアピールするための文言ではなくなってきている。

【会 長】

この辺り、もう少し今の意見を含めた形で進めていくことに致します。

それから第3章 まちづくりの基本原則ということで、この中には4条形式にはなっているのですが、第8条は、第1条 目的のところとうまく繋がたらいいのじゃないかというご意見がありましたので、ひとつのご意見として検討していただければと思います。残りの情報共有、参加、協働の原則についてはどうでしょうか。

【委 員】

第5条「情報の共有の原則」ですが、これは山北町の文言を少し変えて、材料は同じようなつくりになっていると思う。

目次を見ると、第21条 情報公開、第22条 個人情報保護と示されているが、私は第5条の中に

誼いこめば、後ろの方に出てこなくも良いのではないかという意見を前回にも言わせてもらった。その中で言われたのが、個人情報があるからいらぬというの、個別情報にそれを適正に使っていくというような文言を入れていくといったことを前回に言われたと思うので、私は第5条のやり方で良いと思います。

そういった後、逆に後の方で個人情報の保護とか、何を指定しているのかなという風に思っており、私はここで満たしていると思っているので、後ろ方はいらぬということだけです。

【会 長】

情報共有の原則はすごく大事なところだと思う。委員からご指摘頂いた点もあるが、一方で町が持っている情報を積極的に提供していくという姿勢がないと、町民が何かに参加・参画をしようというときに色々な支障が起こってくるのではないかということなのです。

ですから、ある面でこれは町そのものなのです、あるいは議会の方もそうだと思うのですが、そこが持っている情報をとにかくどんどん町民の皆さまに提供していこうということです。

そうすることで町民の方も情報を受けた形で逆に町や議会と関わるができる、こういう話になってくるかなと思うのです。

【委 員】

これを見ると、山北町では後ろの方の情報とか個人情報とか情報公開等は出てこないです、南足柄市では、ここは簡単に触れている。

【委 員】

第5条の2項はいらぬのではないか。情報共有の原則ということにしておいて、必要な情報を共有しながら、まちづくりを進めていくことで、個人情報とかが出ていて、当たり前なことなのだけど、一方で問いかけるようなことではないと思う。

句読点の付け方について、「みんなで力を合わせてまちづくりを実現していくために必要な情報の共有をすることを原則とします。」ですけど、実現するために「必要な情報の共有」と読んでしまう可能性もあるので、私の提案は「必要な」の次に句読点を入れて、「実現するために必要な、情報の共有を」として、情報の共有をすることにしておかないと「必要な情報の共有」では当たり前なことになってしまう。必要じゃない情報は、与えてもしょうがないということになってしまうので、それは大事なのだと、情報の共有をすることが大事なのですということが、この文章の大事なところというふうにした方が良いでしょう。

【会 長】

2名の委員より考え方が示されたところです。情報共有の原則は第1項で留まっています、それであるからこそ第21条、第22条に必要になってくるという意見と、2項で第21条、第22条の部分をカバーできるのではないかという意見です。

さらに追加の意見で、「必要な、」で句読点を入れて情報の共有ということにしたかどうかということです。他に「情報共有の原則」に関して、ご意見がありましたらお願いします。

【委 員】

解説の第1項が、これだと今議論しているところで相互理解を図ることを目的ではないのです。だから、「力を合わせたまちづくりの推進には欠かせない情報の提供・共有します」にしないと、

解の中身が違ってしまふ。

【会 長】

では、第5条第2項の扱いについては、ペンディングにさせていただいて、その辺りは情報共有の原則を1項だけにするのか2項まで含めるのか、もう少し先の議論ということにしておきます。

では、第6条はいかがでしょうか、参加の原則です。ここに「町等」というのが出てくるので、これについてはここで使っているにも関わらず町等というのが定義になかったから、これはきちつとして、定義の中に入れなきゃいけないということです、この辺りどうでしょうか。

【副会長】

この文面は、解説も含めて、このままでいいのではないか。ただ、今言われたように「町等」は初めて出てきましたらから、先ほどと同じような扱いにしないといけない。

【委 員】

「町民はまちづくりの主体として町政に自らの意思を持って参加する権利を持っています」で、以降は、「町等は町民のまちづくりへの参加の機会を保障します」では、参加する気にならない。

気持ちとしては分かるのだが、町民としては「こう思うのかな」というのが気になる。

自治基本の原則からしたときには、一番厳しい方向だと思うのです。主張としては義務でやってもらいたいんだけど、参加することは義務ではないので、自分のやりたい、やりたくないというのがあると思うんだけど、町政に参加するのは権利であり、侵すことのできない権利なのです。

だから、それを参加する原則というのは参加してもらいたいので権利をどう使って、使ってくださいということなのですから、参加しなきゃならないと人に言われてやるのではなくて、参加の権利を持っているのだから、あなたは参加してくださいと、そういう表現がうまく出てこなくて中途半端になってしまうのですけれど、権利を持っているのです。その権利を売るといふか、話し言葉になってしまうのですけど、権利を行使しないさいということなのです。

【副会長】

選択の自由にしてはどうか。それをこうしていったら、こういう書き方になってしまうという感じですか。

【会 長】

この参加の権利を持っているかどうかに関して、原案は権利ということは言わずに、参加することを原則としたいということです。だからこそ、町の参加の機会を提供したり保証したりこういうふうな繋がりなのですけども、もうちょっと踏み込んで自らの意思に基づいて参加する権利を持っているのだと言ってしまうといいのじゃないかと、いうことでしょうか。

ただし、「そもそも権利を持っているから参加しろ」というふうに繋がっちゃうと、住民にとっては苦しいかなという側面はある。難しい点は、条例の中で権利性を住民側に返してしまっているのかどうかということである。

条例は拘束力があるものです。例えば、先ほどは主権者であるということは町民の側にあるわけですけども、町民が主権者であることを自覚して自らの権利をきちつと行使していくことに自覚的であるかどうかということだと思う。まずそうだとすればこれは権利だと言い切ってしまういいのではないかと思います。

だから、その辺りどこでも悩むところかと思うのです。将来はそうなって欲しいという期待を込めて言い切ってしまう方法もあります。

権利なのだからやりましょうと言い切ってしまうこともあると思います。事務局としては、思っ
てはいても、そこまで言い切れない部分があつてこういう表現になっていたかと推測しますが。

【事務局】

本日は掲示をしておりますけど第9条に、町民の方々にやっていただきたいこと、ということ
をこれから整理していく形になろうかと思う。町民の皆様方、議会の皆さま、行政側の役割を第4
章の第14条～19条辺りに明記をさせていただく予定ですけども、その中で町民の方々にこれをや
っていただきたいというものを書かなければならないと思います。それに対して委員は、もともと
このまちづくりの原則に書くべきだというお話でしたけれども、次の町民の役割でお願いしたい
というところに書いておいていただいて、この第6条では、それを皆様方もっておりますので執行
者側のわれらからすればそういった参加の機会を保障するという形のところだけに留めていたと
いうのが、この案の主旨といえは主旨です。

【副会長】

参加の機会を保障するものとする謳っています、私はそれがいいなあと思っている。

住民の方でもそういう意識があつても一切そんな行動は起こさないです。しかし、それは表に出
てこない。

行政はこれを保障するためにあるのだと。どういうことをしなきゃいけないかということが自然に
身についてきますから。これから読み取れますから。私はこれでいいかなと。

住民とすれば選択の自由というのを持っているのだから。やだと言うのもいいし、やりたいと言
うのもいいし。

【会 長】

すごく大事なところかと思う。副会長が仰ったことを死守しながら条文を作っていくところもあ
れば、もう一方では自治基本条例である以上は住民の側も積極的に町政に関わっていくべきである
ということでもある訳で、その文をきちっと条例の中に謳い込んであつて、これからもうどんどん
この条文を基にしながら規約していくと言っているのかもしれない。だからどっちを選ぶかです。

だから、その参加というのも、今まで行政側が参加の機会を提供していなかったから問題なので、
その参加の機会を与えるべきだということで、このような後半部分の文言になっていくのかなと思
う。逆に、参加の機会を住民の方から切り開いていくというような、そういう主体性や、積極性
というものに期待をかけるということも当然あるわけで、私もその判断は難しい。

これは、将来、町民がどうあるべきなのかという町民像にも関わってくる部分なのかと思う。だ
から、より積極的に住民の参加の権利を謳うべきなのか、委員が仰るとおり、個人の選択の問題も
ある訳だし、したくないという選択もあるし、積極的にするのだという選択もあるので、そのした
くないとする人たちに対しての向かい方、これをどうするかということ。もし、その辺り考え
意見がありましたらお出しいただけますか。

さっき言ったように、参画と言ったときには、まちづくりの企画立案の段階から参画してくのだ
と、そういう仕立てにしようというご意見があつたのですけど。

だからあらゆる段階に町民の方は関わるべきだということからすれば、もう少し積極性を出してもいいのではないかというようなご意見にもなるかもしれません。

【副会長】

参加と参画の違いはある。それは自分たちが特にやりたいようなことじゃなくて、最初から企画で入る、ワークショップから入って、皆さんが集まっていたところもでは、そのときは、僕は参画といいますし、講演会へ来て下さるのは参加だと思っている。それぐらいの感覚の違いを持っていて、参画の人たちは自ら行動を伴ったものという認識でいる。

【会 長】

「参画」と「参加」に特別意味を唱えるというのも一つの手なのかもしれませんが。なかなか悩ましいところです。

【副会長】

専門家として、参加と参画っていうのはどう違う？

【会 長】

一本化して「参加」としていいのではないか。どちらかと言うと、参加がこれまで議論されていたニュアンスに近いと思う。だから住民の主体性みたいなもので、受け身でもそこにいけば参加ということなのだけど、より主体的にいくと参画なのかみたい。区別していたかもしれないが、でもやっぱり参加じゃないかと私的には思う。

【委 員】

小田原市の第5条に「市民の役割」というのがあるが、市民がまちづくりに参加する権利を満たすため、自らの行動に責任をそれぞれ持つ力及び、費やすことができる時間を使い関与する、だからここを権利と言いながらそれぞれの持つ力と費やすことができる時間、これ、非常に巧妙に記載してあるのだけど、自分の生活なんだと。だから費やすことができる時間を使って自発的にやりましょうという、非常に巧妙な言い回しをしているのです。権利と言いながら、そうは言っても市のまちづくりに全勢力をかけているわけじゃないからってというのがあって、ここを見ると「あ、そうか」と安心するわけです。こういうものが表現できるといいかなと思うのですが。

【会 長】

わかりました。両方の参加の積極性、町民に対しての参加の積極性みたいなものを言い続ける考え方もあれば、もう少し緩やかにしてもいいのじゃないかという考え方もあるので、その辺りを斟酌した形で、提案をして貰えればと思います。

あともう一つ7条のところの協働の原則なのですがこれについていかがでしょうか。

協働という言葉がこれまでも使われてきたこともあって、事務局としては入れ込みたいという意向を示されているところです。

【委 員】

前条に定める理念を実現するため、協働は使い方が違う。住民自治を推進するためにといいはありえない。

【会 長】

色々議論が必要なところかなと思う。見直しして頂くのは当然ですけども、とりあえず8条を

どうするという話で、8条は1条のところとうまく繋げて頂いた方が、座りが良くなったと思う。そうして頂けますでしょうか。

今日のところは3章のところは3条構成にしておいて、この先の議論で新しい条を入れる必要が出てきた場合、別途、検討させて頂くということにできればと思います。

今回は、余裕をもって資料を配れなかったということもありますので、検討についても難しいところがあったかと思います。ぜひ条文に関わってくるところですので、1週間くらい前には、皆さまのお手元にお配りいただけるように、事務局の方もさらに作業進めて頂きたいと思います。

もうひとつ、条例の名称について、前回議論したところ、松田町自治基本条例でいいのじゃないかと言う意見もありましたし、他にもいくつか案が出ておりました。1か月考えて頂いたとは思いますが、如何でしょうか。

松田町のところも1のところ、松田町自治基本条例というのと平仮名にしたらどうかっていうご意見もあったわけなのですが、それとも6以下のなにか形容詞を付けるかどうか〇〇の町、松田ようにするかどうか。その辺り、ご意見を頂きたいと思う。ここで決められれば、新年度からは新たな名称で始められる。

【委員】

松田町自治基本条例で良い。

【会長】

いいですか、異論ございませんか？では、1の「松田町自治基本条例」でいきましょう。漢字で書きましょう。ありがとうございました。

【事務局】

次回の審議会については、4月26日の水曜日10時からはいかがかと、大丈夫でしょうか。

次回の議題の整理でございます。本日は第8条、第3章までご掲示をさせていただきましてご意見等頂戴したところです。

今回の一部ペンディングや修正については、次回お示しをさせていただきますが、それから第4章から10章までございまして、一気にやるか、恐らく第5章第4項ぐらいかなとは思っているのですがいかがでしょうか。

ぜひ4章・5章をまとめて頂いてできれば、26日の前の週あたりに、委員の皆さまが少しご覧いただいた中で出席頂ければと思います。事務局から以上です。

【会長】

委員の皆さまからありますでしょうか。

【委員】

第8条まで本題はでましたけど、語句的には考えなきゃいけないことがあると思う。ただ、前半を通して第1条から第8条までかなり斬新的な内容ですから、基本的にはこれでいいのじゃないかなという気がします。

さっきは発言しなかったのですが、情報共有の原則のところ2の個人情報保護については書かない方がいいのじゃないか。ここでは書くべきじゃないと思う。みんなで一緒にやろうよというときに片方で隠しているで、個人情報が少し行き過ぎているというか、例えば私も自治会で非常に

困ったのですが住民が新しく入ってきても一切自治会に知らせがない。ところが、防災訓練のときには誰がどこにいるか分からない。自治の個人情報保護というのは非常に大事なんだけど、そのためにどれだけコミュニティが崩れてしまっているか、この一方も考えなきゃいけないので、それはあくまでも役場の方でやって、役場では隠すこと何もないのだと思います。例えば、全員協議会が公表させないとか。組織というのは隠したがるものだろうと思っています。だからそうじゃなくて、あんまりオープンじゃなくて、ごく限られたものだけとなっている。

【会 長】

ありがとうございました。皆様、どうもお疲れ様でした。

3. その他

○ 次回の審議会

日 時 4月26日(水) 午前10:00～

場 所 町役場 4階 4AB会議室

4. 閉 会
